

東海丘陵湧水湿地群

とうかいきゅうりょうゆうすいしっちぐん

愛知県豊田市



ミカワシオガマとシラタマホシクサの群生(矢並湿地)

[登録番号]2060

[登録年月日]2012年7月3日

[面積]22.5ha

[湿地のタイプ]Tp:永久的淡水沼沢地・水たまり。沼(8ha未満)、少なくとも成長期のほとんどの間水に浸かった抽水植生のある無機質土壌上の沼沢地や湿地林

[保護の制度]国定公園特別地域

[国際登録基準]1、3

湿地の概要

東海地方の丘陵地には、砂礫層や花崗岩などの分布地域に、地下からの浸み出し水による小規模な湿地が形成されている。こうした湿地には、東海地方の固有種や大陸系の種の隔離分布などの東海丘陵要素と呼ばれる植物がまとまって生育しており、特徴的な生態系を有している。かつてはこのような湿地が東海地方各地に点在していたと思われるが、農耕地としての利用や各種開発などによりその多くは失われている。このような湿地を代表するものとして、保全が行われていた矢並湿地、上高湿地、恩真寺湿地の3つの

湿地が「東海丘陵湧水湿地群」としてラムサール条約に登録された。

矢並湿地(5.13ヘクタール:集水域を含む面積。以下同じ)は愛知県豊田市の市街地から東へ約4kmに位置しており、そこから北東へ約4kmの位置に上高湿地(5.45ヘクタール)と恩真寺湿地(11.92ヘクタール)がある。いずれの湿地も規模が小さく、獣害や盗掘、踏み荒らしなどを防ぐためにフェンスで囲われており、通常は非公開となっている。



湿地にかかわる動植物

この湿地群の特徴は、狭いエリアに多くの東海丘陵要素植物が見られることである。これらの植物は、他の植物との競争に弱く、栄養が乏しい場所や日当たりのよい場所に生育する。具体的には、東海地方固有種のシラタマホシクサ、ミカワシオガマ、シデコブシ、ミカワバイケイソウや、大陸系の隔離分布種であるウンヌケなどが確認されている。特に矢並湿地のミカワシオガマの群落規模は最大級で、秋にはシラタマホシクサとともに花期を迎え、見事な景観を形成する。このほか、貧栄養な環境に適応したミミカキ

グサ類、モウセンゴケ類のような食虫植物が多産することもこの湿地群の特徴である。

また、特徴的な動物としては、ヒメタイコウチや日本で最も小さいトンボ類であるハッチョウトンボなどの湧水湿地との結びつきの強い昆虫類が挙げられる。特にヒメタイコウチは、呼吸管が短い浅い水域を好み、後翅が退化し移動能力が乏しいことなどから、その分布域は湧水湿地に依存していると言われている。



岩盤上のトウカイコモウセンゴケ(上高湿地)



ヒメタイコウチ(矢並湿地)

保全・管理の取組

1973年に地元の植物調査グループによりシラタマホシクサなどの貴重な植物の生育が明らかとなり、矢並湿地は豊田市によって保護されるようになった。その後、日本の重要湿地500への選定やラムサール条約への登録などを経て、現在、矢並湿地、上高湿地、恩真寺湿地ではそれぞれ地元住民を主体とする団体が保全に関する作業を行っている。近年では、企業の社会貢献意識の高まりもあり、

2018年以降は地元企業が矢並湿地の保全のための作業に協力している。これらの保全に関する作業では、植生遷移を抑制し、貧栄養な環境を維持するため、草刈りや枯草の搬出を行っている。

上高湿地では登録から10年を機に、保全部等との関係者が集まり、次の10年の保全管理計画を策定した。その計画に基づいて、豊田市が2022年から集水域の間伐等の整備に取り組んでいる。



保全作業の様子(恩真寺湿地)

ワイズユースの取組

それぞれの湿地は面積が小さく、環境保護のために通常は非公開であるが、豊田市自然観察の森による観察会が定期的に開催されている。また、矢並湿地では秋に数日間の一般公開日を設け、市内外から毎年多くの来場者が訪れ、花期を迎えるミカワシオガマとシラタマホシクサの群生を楽しんでいる。

各湿地は近隣小学校の環境学習の場としても活用されている。2018年度から「湿地保全学習モデル校」として4校が活

動しており、豊田市ラムサール条約センターを担う豊田市自然観察の森の職員等のサポートのもと、各学校で特色ある学習を行っている。学習の成果は、保護者に向けての発表や看板を作成して湿地内に掲示するほか、矢並小学校の児童は一般公開来場者へのガイドとしても活躍している。学習の一環で湿地の保全に関する作業に参加する小学校もあり、湿地での環境学習が保全の次世代人材の育成にもつながっている。



小学生によるガイド(矢並湿地)



小学生の環境学習(上高湿地)

関連自治体

豊田市役所 ☎0565-31-1212

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注)魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

東海丘陵湧水湿地群(とうかいきゅうりょうゆうすいしつちぐん)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 豊田市

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03